

大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下「私立高等学校等」という。）に在学する児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の学資負担者（大阪府内に住所を有する者に限る。以下「学資負担者」という。）が、失職等の家計急変により授業料の納付が困難となった場合について、当該生徒等の修学を支援するため、予算の定めるところにより、当該私立高等学校等を設置している学校法人に対し、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県の区域内に私立高等学校等を設置している学校法人（以下「学校法人」という。）が、当該私立高等学校等に在学する生徒等の学資負担者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該生徒等の授業料を減額し、又は免除する事業とする。

- (1) 勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等の一方的な意思によって失職した場合（本人の責めにより失職した場合を除く。）
- (2) 自営業の経営状況の悪化に伴い、破産手続開始の決定を受け当該事業を廃止したことによって失職した場合（転業を目的とする場合を除く。）
- (3) 勤務先の会社等又は自営業の経営状況の悪化に伴い、収入が著しく減少した場合（当該年の収入が前年の収入の2分の1以下に減少する場合その他別に定める基準に該当する場合に限る。）
- (4) 令和元年台風第19号に起因する事情により、第3号に準ずると教育長が認める場合

2 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、学資負担者が失職した年の4月1日の属する年度（当該失職の期間が1年に満たない場合にあつては、当該失職の期間）に係る授業料（生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第十八号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく高等学校等就学支援金、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。以下「学び直し要綱」という。）第3条第1項の規定に基づく高等学校等学び直し支援金及び国が定める私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文科科学大臣決定。以下「中学校等補助金要綱」という。）第3条第2項の規定に基づく私立中学校等修学支援実証事業費補助金（以下あわせて「就学支援金等」という。）の支給を受けている場合は当該額を除く。）について、学校法人が減額し、又は免除した額に相当する経費。
- (2) 法第3条第1項に規定する者（同条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）が、同法第6条第1項に基づく高等学校等就学支援金の支給を受けていない場合における第1号に定める当該額は、同法第5条第1項に規定する額とする。
- (3) 学び直し要綱第3条第1項の各号の全てに該当する生徒等が高等学校等学び直し支援金の受給資格認定を受けていない場合における第1号に定める当該額は、受給資格に基づき支給される高等学校等学び直し支援金の額とする。
- (4) 中学校等補助金要綱第3条第1項の各号の全てに該当する児童生徒が私立中学校等修学支援実証事業費補助金による授業料負担の軽減を受けていない場合における第1号に定める

当該額は、同中学校等補助金要綱第3条第2項に規定する額とする。

- (5) 第1号に規定する場合において、私立高等学校等に入学した年の前年（1月から3月までを除く。）に当該生徒等の学資負担者が失職した場合（当該失職の状態が当該入学の年も引き続いている場合に限る。）については、同号中「失職した年」とあるのは「失職した年の翌年」と読み替えて同号を適用する。（生徒等が就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）
 - (6) 前項第3号及び第4号に掲げる場合にあつては、当該年の4月1日の属する年度に係る授業料（生徒等が就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）について、学校法人が減額し、又は免除した額に相当する経費。
- 3 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で、減額又は免除に係る生徒等ごとに別に定めるところにより決定した額の合計額とする。
- (1) 前項第1号（同項第2号から第4号までのいずれかにおいて読み替えて適用される場合を含む。）に規定する場合 当該年度に係る授業料として納付すべき額（当該減額又は免除の適用がない場合に納付すべき額をいう。次号において同じ。）
 - (2) 前項第6号に規定する場合 当該年度に係る授業料として納付すべき額の2分の1に相当する額
- 4 前3項に定めるもののほか、補助事業、補助対象経費及び補助金の額については、別に定める。

（授業料減免の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、その指定する期日までに、授業料の減免措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、授業料減免申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、申請者がこれらの書類を提出することができない場合であつて、教育長が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところによるものとする。
 - (1) 前条第1項第1号に該当する者 雇用保険受給資格者証の写し及び当該年度の市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
 - (2) 前条第1項第2号に該当する者 個人事業の開業・廃業等届出書（所轄の税務署の受付印の押印されたもの）の写し、裁判所が通知する破産手続開始の決定がわかる書類の写し及び当該年度の市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
 - (3) 前条第1項第3号に該当する者 当該年度の市（町村）民税・府民税納税通知書の写し又は特別徴収税額の通知書の写し及び給与支給者、税理士等による当該年の所得見込証明書の写し
 - (4) 前条第1項第4号に該当する者 教育長が別に定める書類

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第4条第1項の申請にあつては、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付申請書（様式第2号）を、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 教育長は、補助金の交付の申請があつたときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした学校法人に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた学校法人は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の

状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(2) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(補助金の交付)

第7条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、規則第5条の規定による補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする学校法人は、規則第7条の規定による通知を受けた日以後速やかに、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付請求書(様式第3号)を、教育長に提出しなければならない。

(補助事業の実施)

第8条 補助金の交付を受けた学校法人は、速やかに補助事業を実施するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告にあつては、大阪府私立高等学校等授業料減免事業実績報告書(様式第4号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 教育長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき、その返還を命ずるものとする。

(補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は、補助事業を実施することにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月30日から施行し、平成30年度の事業から適用する。
- 2 この要綱のうち、第2条第1項第4号の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 23 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。
- 2 この要綱のうち、第 2 条第 1 項第 4 号の規定は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。